

平 2 9 長 寿 社 会 第 4 7 9 号
平成 29 年 (2017 年) 8 月 2 4 日

一般社団法人山口県医師会長 様

山口県健康福祉部長寿社会課長
(公印省略)

地域医療介護総合確保基金 (介護分) を活用した
介護従事者の確保に係る事業提案等について (依頼)

高齢者保健福祉行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、県では、平成 27 年度より地域医療介護総合確保基金 (以下、「基金」という。) を活用し、事業を実施しているところですが、平成 30 年度予算編成に向けて、市町や関係団体等の御意見も踏まえ、新規事業の検討や既存事業の内容の充実等を進めてまいりたいと考えています。

つきましては、今後の基金事業の検討の参考としたいので、新規事業提案や平成 29 年度基金事業に対する御意見等がありましたら、下記により提出をお願いします。

なお、事業提案等のない場合、その旨の連絡は不要です。

記

1 提出様式

別紙「事業提案書」(様式については昨年度依頼時点から変更はありません)

※必要に応じ、参考資料の添付をお願いします。

※様式の電子データ (ファイル) が必要な場合は担当者までお知らせください。

2 提出方法

文書 (FAX 可) 又は電子メール

3 提出先

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県健康福祉部長寿社会課地域包括ケア推進班 松村

(FAX)083-933-2809

E-mail: matsumura.keisuke@pref.yamaguchi.lg.jp

4 提出期限

平成 29 年 9 月 29 日 (金)

なお、提出期限にかかわらず、早めの提出に御協力をお願いします。

5 留意事項

提案事業等について、後日、県所管課・班からお問い合わせをする場合があります。

長寿社会課地域包括ケア推進班 担当: 松村
(TEL)083-933-2796 (FAX)083-933-2809

事業提案書

事業の区分	(記入不要)		
大項目	//		
中項目	//		
小項目 (NO.)	//		
事業の名称			
事業の内容			
事業の対象 となる医療 介護総合確 保区域			
事業の実施 主体			
事業の目標			
事業の期間			
事業に要す る費用の額	総事業費	(千円)	
	基金 ※(総事 業費-そ の他)を 右の割合 で案分	国 (2/3)	(千円)
		都道府県 (1/3)	(千円)
		その他 ※特定の事業主の資産 形成につながる場合等 自己負担を求めるべき 場合は記入。	(千円)
問い合わせ先			

事業提案書(記入例1)※新規事業提案の場合

事業の区分	(記入不要)		
大項目	〃		
中項目	〃		
小項目 (NO.)	〃	多様な介護人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業 ※別記2「介護従事者の事業に関する事業」の2「対象事業」の（1）～（24）の項目を転記してください。	
事業の名称	事業の名称を記入してください。		
事業の内容	(例) 求職者に対する、合同就職説明会の実施 キャリア支援専門員による相談、的確な求人情報の提供、 入職後のフォローアップ相談の実施 ※可能な範囲で事業内容の詳細（回数、参加者、作成物等）も記入して下さい。 なお、別途作成した資料を添付いただいても結構です。		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	※「全県」又は地域名（「岩国地域」等）を記入して下さい。 地域名：「岩国地域（岩国市・和木町）」「柳井地域（柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町）」「周南地域（下松市、光市、周南市）」「山口・防府地域（山口市、防府市）」「宇部・小野田地域（宇部市、美祢市、山陽小野田市）」「下関地域」「長門地域」「萩地域（萩市、阿武町）」		
事業の実施主体	(例) 県、山口県〇〇〇〇協会		
事業の目標	(例) フォローアップ相談回数〇〇〇回 マッチングによる雇用創出数〇人 ※見込まれる事業の実績や成果を可能な範囲で御記載下さい。		
事業の期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日 ※複数年での事業実施の必要性がある場合も、単年度で記入して下さい。 なお、事業期間が限定される場合は、当該期間を御記載下さい。		
事業に要する費用の額	基金	(例) 9,000 (千円)	
	※(総事業費－その他)を右の割合で按分	※平成30年度事業費を記入	
	基金	国 (2/3)	6,000 (千円)
	※総事業費を右の割合で単純に按分	都道府県 (1/3)	3,000 (千円)
	その他	(千円)	
	※特定の事業主の資産形成につながる場合等自己負担を求めるべき場合は記入。		
問い合わせ先	山口県〇〇〇協会 担当者名：●●●●● TEL：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇、FAX：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇		

事業提案書(記入例2)※H29基金事業への意見の場合

事業の区分	(記入不要)		
大項目	〃		
中項目	〃		
小項目 (NO.)	〃	〃	
事業の名称	(例) 介護職員のキャリアアップや定着促進に向けた支援等を推進 ※別添「平成29年度地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業について」の【事業趣旨・事業内容】から転記		
事業の内容	(例) 新たに、●●●をテーマに開催するとともに、研修実施団体、開催場所、回数など、研修内容の効率化を図る。 ※可能な範囲で事業内容の詳細(回数、参加者、作成物等)も記入して下さい。 なお、別途作成した資料を添付いただいても結構です。		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	※「全県」又は地域名(「岩国地域」等)を記入して下さい。 地域名:「岩国地域(岩国市・和木町)」「柳井地域(柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町)」「周南地域(下松市、光市、周南市)」「山口・防府地域(山口市、防府市)」「宇部・小野田地域(宇部市、美祢市、山陽小野田市)」「下関地域」「長門地域」「萩地域(萩市、阿武町)」		
事業の実施主体	(例) 県、山口県〇〇〇〇協会		
事業の目標	(例) 〇〇制度の導入数:〇事業所 ※見込まれる事業の実績や成果を可能な範囲で御記載下さい。		
事業の期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日 ※複数年での事業実施の必要性がある場合も、単年度で記入して下さい。 なお、事業期間が限定される場合は、当該期間を御記載下さい。		
事業に要する費用の額	基金	(例) 9,000 (千円)	
	※(総事業費-その他)を右の割合で按分	※新たに必要となる事業費(平成30年度)を記入	
	基金	国 (2/3)	6,000 (千円)
	※総事業費を右の割合で単純に按分	都道府県 (1/3)	3,000 (千円)
	その他	(千円)	
	※特定の事業主の資産形成につながる場合等自己負担を求めるとき場合は記入。		
問い合わせ先	山口県〇〇〇協会 担当者名: ●●●●● TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇、FAX: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		

(別添) 平成29年度基金事業(介護従事者確保分)について

県事業名	事業趣旨・事業内容	金額 (千円)
地域包括ケアシステム推進強化事業	<p>○介護人材総合確保事業 介護人材の確保、定着及び育成等に向けた総合的な取組や基盤整備を推進</p> <p>【事業内容】</p> <p>◇山口県介護人材確保対策協議会の運営</p> <p>新介護事業所認証評価制度運営事業 (事業者の人材育成の取組状況を求職者側から「見える化」する制度の導入・運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者向け制度説明会の開催 ・社会保険労務士による就業環境改善のためのコンサルティングの実施 ・現地確認・認証 ・認証評価事業者の公表(専用ホームページの作成) <p>◇人材バンクを通じ、市町や地域包括支援センターが開催する地域ケア会議等へ専門職や学識経験者を派遣</p>	16,165
	<p>○介護人材キャリアアップ・定着促進支援事業 介護職員のキャリアアップや定着促進に向けた支援等を推進</p> <p>【事業内容】</p> <p>新介護職員エルダー・メンター制度導入支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度導入に関する管理者等向け研修 ・専門家派遣による個別指導の実施 <p>◇初任段階職員に対して介護職員初任者研修の受講料を助成</p> <p>◇小規模事業所等の介護職員を対象とした研修の実施</p> <p>◇介護職員の研修受講に際し、研修代替職員雇用費用を一部助成</p> <p>◇キャリア段位制度の普及を図るため、アセッサー(評価者)講習の受講料を助成</p> <p>◇管理者等に対する雇用管理・人材育成に向けた研修の実施</p>	36,004
	<p>○医療・介護連携人材確保事業 市町の在宅医療・介護連携推進に向けた取組支援や連携を推進する人材の確保・育成</p> <p>【事業内容】</p> <p>新医療・介護連携推進圏域別会議開催事業 医療・介護関係者による圏域別会議等の開催・研修の実施</p>	41,223

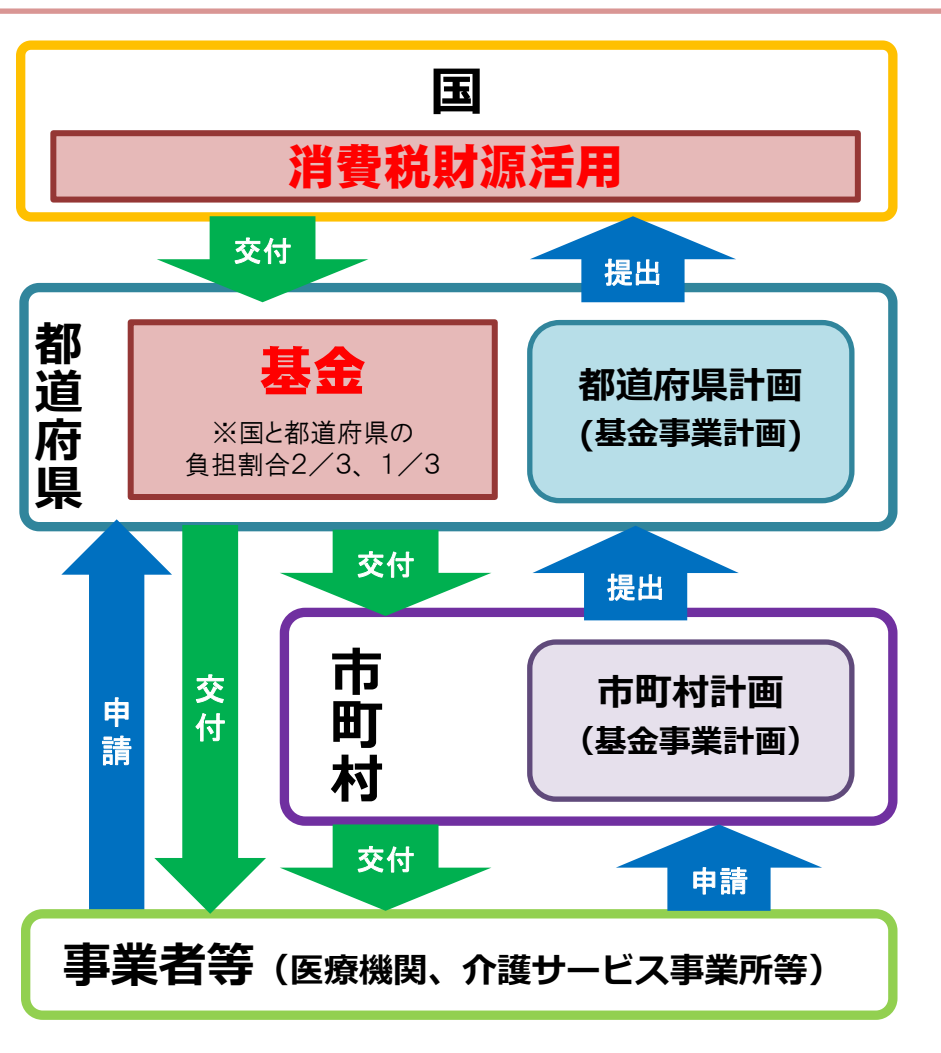
県事業名	事業趣旨・事業内容	金額 (千円)
地域包括ケアシステム推進強化事業 (つづき)	新医療的ケア研修機関開設支援事業 医療的ケアのできる介護職員を養成する研修機関の開設支援のため、養成研修機関に必要な機器（吸引装置、経管栄養用具一式他）等の整備費用を助成 ◇介護職員等を対象とした医療的ケア研修の実施 ◇医療介護連携の推進に向けた地域包括支援センター職員や連携コーディネーターを対象とした研修の実施 ◇介護職員等の医療的知識（精神疾患、感染管理、口腔ケア等）習得に向けた研修の実施	
	○介護予防人材確保・育成事業 介護予防を担う人材の育成等を通じて、市町による介護予防の取組を支援 【事業内容】 新介護予防活動普及展開支援事業 効果的な介護予防に取り組むモデル市町への研修・助言等による支援と成果の普及 ◇地域での介護予防の指導者となるリハビリ専門職の養成研修の実施	4,700
	○生活支援人材確保事業 生活支援サービスを提供する多様な担い手の養成や市町の取組を支援 【事業内容】 新移動支援等人材養成研修事業 移動支援サービスに携わるボランティア等の養成研修の実施 ◇地域で生活支援サービスの開発等を担うコーディネーターの養成研修の実施 ◇訪問型サービスに携わるボランティア等の養成研修の実施	7,585
	小計	105,677
	介護支援専門員養成事業	介護支援専門員養成のための各種研修を実施 【事業内容】 ◇介護支援専門員研修（法定研修）及び研修向上委員会の開催
介護実習普及センター運営事業	介護実習等を通じた県民への介護知識、介護技術の普及 【事業内容】 ◇介護実習普及研修の実施（福祉用具賃借料等）	1,800

県事業名	事業趣旨・事業内容	金額 (千円)
新 シニア活躍！ 地域支援担い 手育成事業	地域における住民主体の生活支援サービス等の提供を促進するため、老人クラブを核としたサービスの担い手を育成 【事業内容】 ◇専門推進員（山口県老人クラブ連合会）の配置 ・活動推進リーダーの養成、市町との連携・調整等 ◇モデル地区におけるサービス提供の実践 ◇実践活動報告会の開催、実践事例集の作成	8,384
認知症施策 総合推進事業	認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本人や家族の視点に立った認知症対策を総合的に推進 【事業内容】 ○人材の育成 ◇医療・介護従事者向け認知症対応力向上研修の実施 （認知症サポート医、かかりつけ医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、介護職員） ◇認知症初期集中支援チーム員、認知症地域支援推進員の養成研修の実施 ○広域的な支援体制の構築 新 認知症の人の見守りネットワーク推進事業 市町や警察等の関係者会議・研修の開催、「認知症見守り事業所」の認定 ○若年性認知症対策の推進 新 若年性認知症の人の居場所づくり推進事業 認知症カフェ等を活用した本人・家族の集い開催、ケアパートナー（支援者）の養成 ◇医療ソーシャルワーカー等向け対応力向上研修の実施	10,891
介護保険制度 総合推進事業	保険者である市町が介護保険制度を円滑かつ安定的に運営するための支援 【事業内容】 ◇介護給付費適正化支援事業 ・福祉用具・住宅改修の適正化（相談窓口設置・研修の実施）	250

県事業名	事業趣旨・事業内容	金額 (千円)
介護人材総合確保対策事業	<p>○介護の魅力発信、職業イメージの向上 介護分野のイメージアップや社会的評価の向上を図るとともに、将来的な入職につなげるため、将来の担い手となる若年層をメインターゲットとした取組を推進</p> <p>【事業内容】</p> <p>新介護のPR・理解促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職場見学親子バスツアー」の実施 ・「介護男子・介護女子コンテスト」の開催 ・様々な媒体を通じた介護の啓発番組・CMの放映 ・介護の日記念イベントの実施 ・中高生等を対象とした職場体験の実施 ・関係団体が理解促進等を目的に実施するイベント等に要する経費の補助 	22,490
	<p>○多様な人材の確保 研修の実施など人材確保に向けた様々な取り組みを行い、多様な人材の介護分野への新規参入を促進</p> <p>【事業内容】</p> <p>新離職介護人材再就職支援事業 離職介護人材の再就職に向けたオーダーメイド型実習の実施</p> <p>◇中高年齢者介護職就労支援事業 中高年齢者を対象に、介護の入門的な研修を実施</p>	9,737
	<p>○職場への定着促進 介護職員の職場への定着促進を図るために、介護職員のモチベーションや資質向上に向けた支援を実施</p> <p>【事業内容】</p> <p>◇介護職員活躍支援事業 合同入職式の開催や、若年介護職員を対象とした表彰の実施</p> <p>◇キャリアアップ支援事業 施設ごとの実状に応じた派遣型研修の実施に係る経費助成</p>	6,555
	小計	38,782
福祉人材センター運営事業	就労相談支援員を増員し、福祉施設や学校への訪問活動の強化によるマッチング支援や職場への定着を促進	14,331
共生のまちづくり推進事業	権利擁護体制の推進（権利擁護人材育成協議会の運営）	900
合計		192,375

地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業としている。

別記2

介護従事者の確保に関する事業

1 目的

本事業は、地域の実情に応じて、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、介護人材の確保のための計画を実行するために、都道府県に設置する地域医療介護総合確保基金を充てて実施するものである。

2 対象事業

(1) 介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等）

都道府県単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を実施するため、行政や職能団体、事業者団体のみならず一般企業（経済団体）、教育機関、PTA、メディアなどで構成されるプラットフォーム（協議会等）を設置し、普及啓発・情報提供、人材確保・育成、労働環境改善等に関する取組の計画立案を行うとともに、検討した施策を実現するため、関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための経費に対して助成する。

(2) 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業

介護人材確保に取り組む事業者に対する認証評価制度の構築・実施のための経費に対して助成する。

(3) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業

「介護の3つの魅力（「楽しさ」、「広さ」、「深さ」）」について、介護業界や地域住民・地域のコミュニティからの情報を、都道府県が支援・コーディネートし、学生の将来の職業選択に大きな影響を及ぼす進路指導担当者や保護者も含めた、多様な年齢層に向け発信するための経費や地域の教育資源等を活用した地域住民に対する基礎的な介護技術の講習会等の実施のための経費に対し助成する。

(4) 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業

将来の担い手たる若者（小中学生・高校生・大学生・就活中の者等）や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験事業を実施するための経費に対し助成する。

(5) 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業

高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を行うための経費に対し助成する。

なお、本事業は、一定程度専門的な生活支援サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点から都道府県等がその養成を行う場合に対象となる。

(6) 介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業

介護実習受入施設・事業所に対し、介護実習の円滑化のための支援を行うための経費に対し助成する。

(7) 介護未経験者に対する研修支援事業

介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得るよう、介護職員初任者研修等の基本的な知識・技術を習得するための研修や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に要する経費に対し助成（他制度において支援を受けている者は除く。）する。

(8) ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化事業

社会活動（ボランティア）を通じて介護分野に関心を持った中高年高齢者の就労を促進するため、ボランティアセンター、シルバー人材センター及び都道府県福祉人材センター等を構成員とする協議会等の設置により、関係者の連携のもと、地域の実情に応じた取組を総合的に推進するための経費に対して助成する。

(9) 介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入促進

高校生や大学生等の介護事業所へのインターンシップの実施に係る経費や小中学生等の夏休み等を活用した職場体験の実施に係る経費に対し助成する。

(10) 介護分野での就労未経験者の就労・定着促進事業

訪問介護職員等の確保を図るため、都道府県福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者への研修受講等に要する経費に対し助成する。

(11) 多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業

若者・女性・中高年齢者など、それぞれの人材層ごとの働き方の希望等に応じた、きめ細やかなマッチングを行うため、都道府県福祉人材センター等に介護現場の実情や雇用管理等に知見を有する者（キャリア支援専門員）を配置し、

- ・ 求人側への訪問等による求人条件の改善指導
- ・ 求職者のニーズ把握による多様な条件（賃金、勤務時間、入職後の昇進条件等）の提示
- ・ 入職後のフォローアップによる定着促進と今後のマッチング強化のための、施設・事業所への訪問や就職者からの相談の受付

を行うための経費に対し助成する。

また、過疎地域等の人口減少地域において、他地域からの I・U・J ターンを促すための取組も含めた、在宅サービスを中心とした介護人材確保対策を実施するための経費に対し助成する。

(12) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業

イ 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業

中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修の実施のための経費に対し助成する。

さらに、各施設・事業所における、介護職員のキャリアアップに係る助言・支援（人事考課や賃金制度を含めた職員面談等）を行う職員を育成するための研修の実施のための経費に対し助成する。

また、小規模事業者の共同による人材育成環境整備を行うための経費に対し助成する。

ロ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講支援事業

介護職員の資質向上と介護事業所における OJT の推進を図るため、介護キャリア段位におけるアセッサー講習を受講するための経費に対し助成する。

ハ 介護支援専門員資質向上事業

介護保険制度において、高齢者の尊厳を保持し、自立支援に資するサービス提供を行うためのケアプラン作成業務を担う介護支援専門員を対象とした法定研修の実施のための経費に対し助成する。

また、小規模の居宅介護支援事業所の介護支援専門員のように、OJT の機会が十分でない介護支援専門員に対して、地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して指導・支援を行う研修を実施することや、ケアプラン点検の実施にあたり、専門職である主任介護支援専門員が同行するなどして職員をサポートすることにより、地域全体で介護支援専門員の資質向上の取組を推進するための経費に対し助成する。

(13) 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業

医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者への対応強化と、介護人材のキャリアアップ・定着促進を図るため、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対し助成する。

(14) 各種研修に係る代替要員の確保対策事業

介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。

(15) 潜在介護福祉士の再就業促進事業

潜在介護福祉士に対する、所在情報の把握と多様な情報提供、技術の再修得のための研修、マッチング段階における職場体験の実施等、円滑な再就業を支援するための経費に対し助成する。

(16) 離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業

離職した介護人材に対する再就職支援に際し、地域の経済・人口動態や労働市場の状況等に即した効果的な情報発信を行うため、離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査の経費に対し助成する。

(17) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業

介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。

(18) 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業

地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の担い手となる人材（生活支援コーディネーター）育成及びそれを全体で調整する地域包括支援センター職員の資質向上を支援するための経費に対し助成する。

(19) 権利擁護人材育成事業

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための経費に対し助成する。

(20) 介護予防の推進に資するOT, PT, ST指導者育成事業

都道府県単位のリハビリテーション関連団体が、OT、PT、STに対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対し助成する。

(21) 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業

介護事業者に対し、新人介護職員の定着に資する制度実施のための研修を行い、早期離職防止と定着促進による介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。

(22) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

イ 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

- ・ 介護事業者の各種制度（労働法規（賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等）の理解促進
- ・ 女性が働き続けることのできる職場づくりの推進
- ・ ICT活用による介護従事者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及

など、具体的な雇用管理改善の取組みを実施するための経費に対し助成する。

なお、情報共有のためのPCやモバイル機器の購入費用については、本事業の対象としていない。

ロ 介護ロボット導入支援事業

現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。これらの介護ロボットにより、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による導入が可能となるよう先駆的な取組みを実施するための経費に対し助成する。

(23) 雇用管理体制の改善に取り組む事業者表彰事業

介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な新人教育やキャリアパスの設定等に取り組む先進的な介護事業者を都道府県ごとに評価・表彰するための経費に対し助成する。

(24) 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業

介護施設・事業所における保育施設等の運営（複数の介護事業者による共同実施も含む）のための経費に対し助成する。

なお、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 116 条の規定に基づく両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）の支給を受けた介護施設・事業所については、当該助成金の受給年度のみならず、本事業による財政支援は受けられないことに留意されたい。

(25) 介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業

介護サービス事業者及び介護保険施設に勤務する子育て中の介護職員等が、ベビーシッターの派遣などの育児支援サービスを利用する場合に、当該事業所がその費用の一部を負担する際の経費に対し助成する。

(26) 子育て支援のための代替職員のマッチング事業

介護分野で短期間・短時間の勤務を可能とするため、子育てをしながら働き続けようとする介護職員の代替要員を介護施設・事業所等のニーズに応じてマッチングさせる「介護職員子育て応援人材ステーション」を設置・運営するための経費に対し助成する。